

「改修」「活用」「相続」など、京町家の
「保全」「継承」に関する様々なご相談をお受けします

京町家 なんでも相談

□ 対象

京都市内において、昭和25年以前に
伝統的な構法によって建築された京町家や古民家等

相談料
無料

一般相談

- 受付時間 [月～土曜日] 9時～17時 [日・祝日] 9時～17時
- 休館日 第3火曜日（祝日にあたる場合は翌日）
年末年始（12月29日～1月4日）
- 相談方法 窓口、電話、メール（センター職員がご相談をお受けします）



専門的なご相談内容に関しては、一般相談でお話を伺った後、
必要に応じて京町家相談員※がセンター職員同席のもと対応します。

専門相談

一般相談後
必要に応じて予約

- 所要時間 相談1件につき1時間程度
- 相談場所 ご相談の京町家、または当センター内

京町家相談員の登録区分（令和3年3月現在）

宅地建物取引士、大工、建築士、税理士、不動産鑑定士、
土地家屋調査士、弁護士、司法書士、行政書士

京町家相談員は、センター内に常駐はしていません。
専門相談の際に同席します。

※ 京町家相談員（京都市に登録）

京町家の保全及び継承に関する相談を安心感を持って
行うことができるよう、一定の資格や経験年数のある方
を『京町家相談員』として、京都市に登録しています。

詳しくは、

で検索してください。

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター

TEL 075-354-8701

FAX 075-354-8704

e-mail machi.info@hitomachi-kyoto.jp

これまでの「京町家なんでも相談」に寄せられた

ご相談内容の一例を紹介します。



長年住んでいる京町家、
この先どうやって**保全・継承**
すればよい？

愛着ある京町家に
住み続けたい。**改修や維持管理**
へのアドバイスが欲しい。

京町家の**登記簿**の名義が
亡くなった祖父のまま。

親が住んでいた京町家を
改修して賃貸に出したい。
どうすればよい？

数年間**空き家**になっている京町家を所有。
このままだと負担になるし、もったいない。
こういった使い方ができる？

京都市景観・まちづくりセンターでは、

「京町家なんでも相談」の他にも、**京町家に関する様々な取組**を行っています。

景観・まちづくり大学 (有料) 学びたい

京町家の所有者や居住者、京町家での居住や活用を検討している方、京町家に興味のある方向けのセミナーです。年間を通して京町家の保全・再生に関する様々なことをテーマとして取り上げます。

京町家カルテ・京町家プロフィール (有料)

京建物カルテ 知りたい

京町家を次世代に適切に継承する手掛かりとして、それぞれの京町家についての資料を作成します。自らの京町家の価値をご理解いただき、今後の維持、管理、継承等に役立てていただきます。

京町家まちづくりファンド 支援をうけたい

京町家の保全・継承を推進するための基金です。地域まちづくりに貢献し、良好な景観形成につながる京町家や通り景観の修景に対して、改修工事費用等の一部を支援します。市民の皆様からのご寄附で運営しています。

京町家等継承ネット(事務局) もっと相談したい

京町家等の適切な継承や活用の促進のため、多くの専門家・団体とネットワークを形成し、京町家に関する相談会や、歴史的建築物の継承支援、支援システムの研究・開発を行っています。

■ 相談窓口 ご相談は無料です。お気軽にご相談下さい。

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83番地の1

「ひと・まち交流館 京都」地下1階

電話：075-354-8701 FAX：075-354-8704

e-mail：machi.info@hitomachi-kyoto.jp

HP：http://kyoto-machisen.jp/

【アクセス・交通】

・バス 市バス 4, 17, 205号系統「河原町正面」下車

・電車 京阪電車「清水五条」下車 徒歩8分

地下鉄烏丸線「五条」下車 徒歩10分



窓口にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

この印刷物は「雑がみ」としてリサイクルできます。
古紙回収へお出しください。

令和6年3月

※相談前にご確認ください

以下の内容についてはご相談をお受けできません

- 現在係争中の相談
- 業者の紹介、トラブルの仲介、苦情処理

